

健康危機対処計画は、新興感染症への備えとして、平時から計画的に準備を進めるための具体的方策を示すもの。

※策定の背景

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、感染症法及び地域保健法が改正
- ⇒ 地域保健法の基本指針が改正され、各保健所において、健康危機対処計画を策定

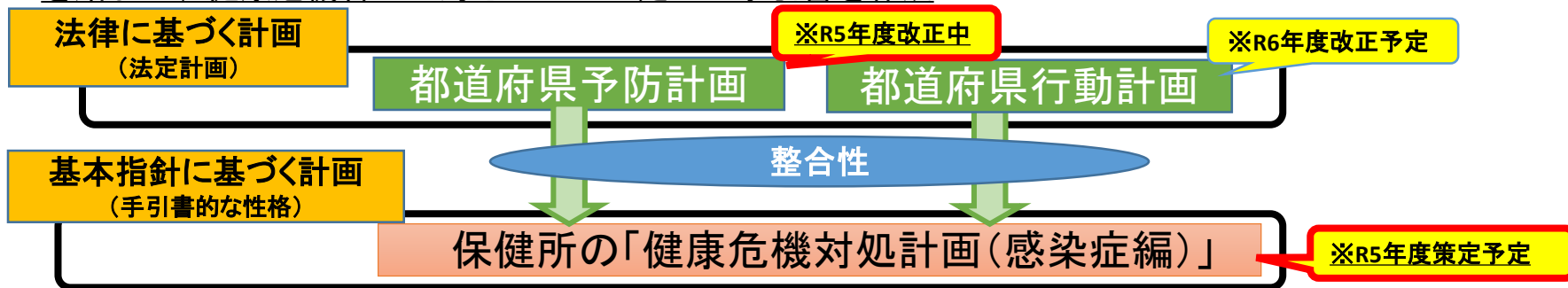
法令上の位置付けの全体像

	改正特措法	改正感染症法	改正地域保健法
国	行動計画 (根拠: 法第6条) ※R6年度改正予定		地域保健対策の推進に関する基本的な指針(告示) 保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドライン(通知)
都道府県・保健所設置市	行動計画 (根拠: 法第7条) ※R6年度改正予定	予防計画 (根拠: 法第10条) ※R5年度改正中	
保健所・地方衛生研究所		※R5年度策定予定	健康危機対処計画(感染症編) (根拠: 基本指針第1の二の1)
一般市町村	行動計画 (根拠: 法第8条)		手引書 (根拠: 基本指針第1の二の1)

地域保健対策の推進に関する基本的な指針(最終改正: 令和5年3月27日厚生労働省告示第86号)より

《予防計画等、市町村との関連》

- 保健所が作成する対処計画は、都道府県予防計画等を踏まえた内容とする。
- 保健所設置市以外の市町村は、(略)管轄保健所の協力を得ながら、当該保健所が策定する健康危機対処計画を踏まえ、健康危機管理の対応について定めた手引書を作成



道における「健康危機対処計画(感染症編)」の策定スケジュール等

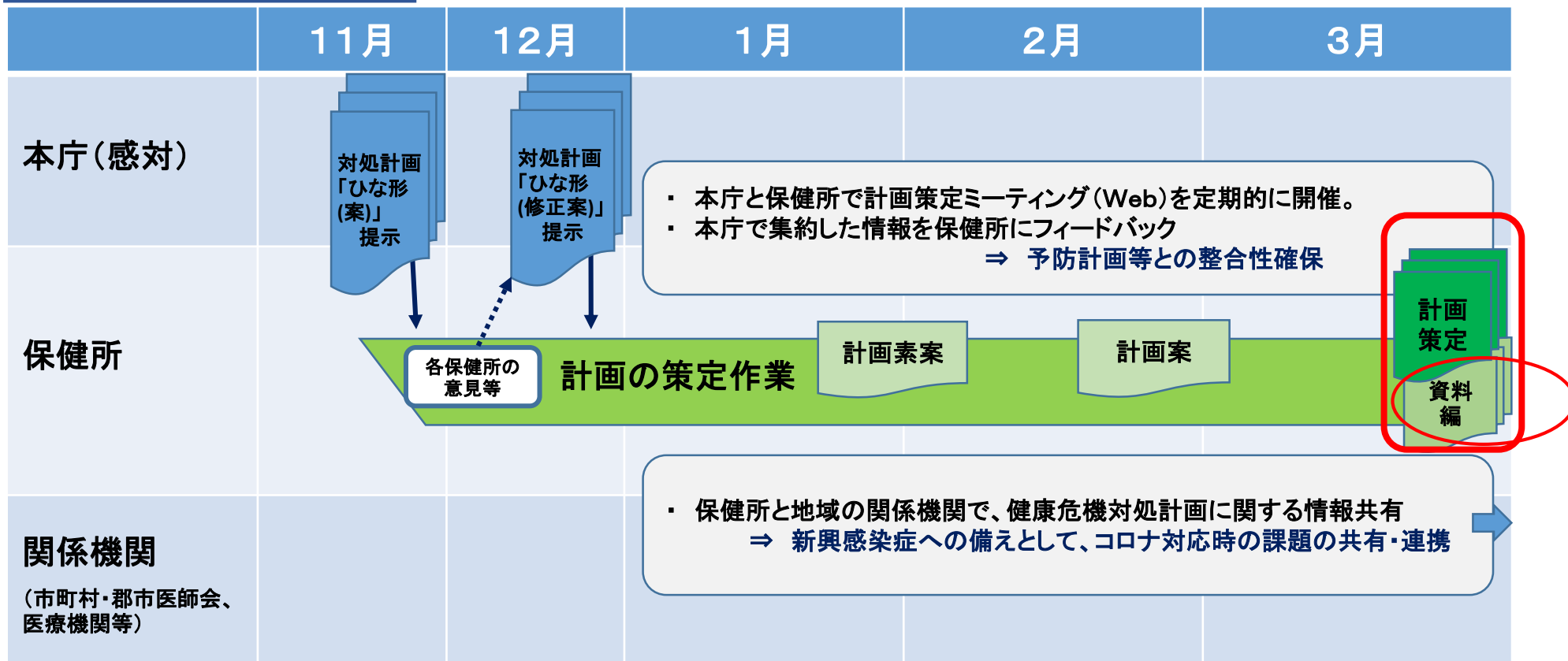
国は、令和5年度中に健康危機対処計画(感染症編)を策定するよう、都道府県に通知

※通知:保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドラインについて(令和5年6月27日付け健健発0627第1号)

⇒ 令和5年度中を目途として、道立保健所の健康危機対処計画を策定

※道予防計画等を踏まえ、整合性を確保しつつ新興感染症を想定し策定

策定スケジュール(案)



道における「健康危機対処計画(感染症編)」の策定について

1 考え方

国から示された策定ガイドライン(R5.6.27)に即し、道が今後策定する感染症予防計画等を踏まえ、各保健所(保健所設置市含む)毎に策定

2 構成(案)

はじめに

- (1) 経緯
- (2) 国・道の取組
- (3) 課題・問題提起
- (4) ●●保健所における地域事情・課題

第2章 平時における準備

- (1) 業務量・人員数の想定
- (2) 人材育成
- (3) 組織体制
- (4) 業務体制
- (5) 関係機関との連携
- (6) 情報管理・リスクコミュニケーション

第1章 基本的な考え方

- (1) 対処計画の基本的な考え方
- (2) 実施上の留意点
- (3) 発生段階の定義
- (4) 実効性の担保と定期的な評価(レビュー)

第3章 感染状況に応じた取組、体制

- (1) 組織体制
- (2) 業務体制
- (3) 関係機関との連携
- (4) 情報管理・リスクコミュニケーション

資料編

- 標準様式、テンプレート
- 関係機関との協定案
- BCP計画
- その他必要資料 など